

賛助会員特典に関する件

平成23年10月3日
達 第 2 号

改正 平成25年 3月29日達第15号
改正 令和 6年 3月29日達第13号

(目的)

第1条 賛助会員に関する規程(平成4年規程第4号)第7条に規定する賛助会員を対象とする特典について定めることを目的とする。

(特典の内容)

第2条 賛助会員を対象とする特典は、次に掲げるものとする。

- (1) 公益財団法人介護労働安定センター(以下「センター」という。)の機関誌「月刊ケアワーク」の無料送付
- (2) センターが発行する図書等の割引価格による購入
- (3) センターが指定する講習等の割引価格による受講
- (4) 介護事業者ホームページサービスの割引価格による利用
- (5) 求人情報サイト「ケアワークナビ」への割引価格による求人広告掲載
- (6) 賛助会員の事業所名及びホームページのセンターホームページへの掲載(希望者のみ)
- (7) 介護のホームページ検索サイト「カイゴホームページナビ」の検索結果における優先表示
- (8) 賛助会員専用サイトの運営による各種情報提供
- (9) 賛助会員専用メールマガジンによる各種情報提供

附 則

この達は、平成24年2月1日から施行する。

附 則

この達は、公益財団法人への移行登記の日から施行する。

附 則

この達は、令和6年4月1日から施行する。